

## 予定金額での返済が困難な場合

### 月々の返済額について御相談ください

- ！ こちらは令和4年3月末迄にお申し込みの
- ！ 緊急小口資金及び総合支援資金【初回】
- ！ の貸付を対象とした御案内です。

毎月の返済金額の減額をして少しずつお支払いしていただくことも可能です。

毎月の返済が困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会にご相談ください。

毎月のお支払い金額を一時的に変更するなど、個々の生活状況に応じた返済について、相談者と一緒に考えてまいります。

**！返済期間が延長されるわけではありません。**

**！返済総額が減額されるわけではありません。**

**！元々の返済期間で支払いが完了しない場合は、延滞利子が発生します。**

※2020年3月末までの契約は年5%、以降契約は年3%

#### 【お問い合わせ先】

特例貸付コールセンター 098-975-9586

(コールセンター対応：平日9:00~17:00)

※土日祝・慰霊の日に対応していません。



LINEでも問い合わせ対応中（自動応答）